

熊本県地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答書

2025/5/21

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	実施要領6(5)①ロ)テーマ1について	「取り組み内容の評価を行うこと」とありますが、提案の段階で、計画を評価することが求められていて、評価結果の内容がプロポーザルの審査に含まれるということで理解はあっていますか？ また、その場合、実施要領P5に記載の評価基準のどこで評価されるのでしょうか？	お見込みのとおり、企画提案書等を提出いただく段階で現計画の取組内容の評価いただき、その評価結果における県内の公共交通に係る現状・課題への理解度(テーマ1)、評価結果を踏まえた次期計画に係る施策の提案等(テーマ3)がプロポーザルの審査対象となります。 また、テーマ1に係る評価基準は、主に、実施要領7(2)①評価基準、項目表2 企画提案内容に関する評価②「県内の広域的な交通圏単位の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。」によるものとします。
2	基本仕様書3(2)計画(案)のとりまとめについて	現計画策定時にはパブリックコメントによる意見収集を実施されていますが、現計画も同様のプロセスを実施する、また、その支援も本業務内に含まれている、という理解でよろしいでしょうか。	次期計画についても現計画と同様、パブリックコメントの実施を予定しております。実施時期は計画最終案のとりまとめ後、期間は1か月程度の予定です。 お見込みのとおり、パブリックコメントへの回答の作成に当たり、必要に応じて助言や資料提供などの支援をいただくことを想定しております。
3	実施要領7(2)評価基準、項目表4 事業者の取り組みについて⑫	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績とありますが、障害者施設等からの調達でなくとも、それに関連する業務であれば問題はないという認識でお間違いないでしょうか。 また、当該年度又は前年度と記載がありますが、令和6年度から、7年度現在までの受注実績、それ以外の過年度については認められないということでお間違いないでしょうか。	関連する業務がなにを指すのか不明ですが、 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績の有無を評価事項としております。 なお、「障害者就労施設等」とは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定するものをいい、「様式第8号 事業者の取組に関する申出書」の裏面(評価項目となっている制度等の概要)にその一部を例示しております。 当該実績については、令和7年度又は令和6年度におけるものに限り評価対象とします。
4	実施要領7(2)評価基準、項目表4 事業者の取り組みについて⑬	省エネルギー、エネルギーシフト等を推進するため、「申出書記載の取組」とありますが、この「申出書記載の取組」をご教示ください。	「様式第8号 事業者の取組に関する申出書」における評価項目・申出内容「省エネルギー、エネルギーシフト等の推進」の欄に記載してあります、・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者、・エコアクション21の認証、・RE100の参加、・再エネ100宣言RE Actionの参加、・森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による)のいずれかとなります。
5	実施要領6(5)企画提案書等の提出②	提案書の提出はクリップ留めと記載ありますが、ホチキス留も特に不要という理解でお間違いないでしょうか。ご教示お願いいたします。	ホチキス留めは不要です。